

経済的理性の批判的基礎反省としての経済倫理学

——ウルリッヒの所論を中心として——

万 仲 脩 一

Die Wirtschaftsethik als kritische Grundlagenreflexion der ökonomischen Vernunft

MANCHU Shuichi

Abstract

This paper intends to clarify a characteristic of P. Ulrich's integrated economic ethics as critical reflection on the moral bases of economic reasonable ethics. For this purpose we deal with two problems, firstly his critique of the market principle and economism, and secondly his ethical opinions about vital meaning of economic activities with regard to the good life of the actors themselves and the legitimacy of the rules of an economy with regard to the *living-together* of all citizens in a well-ordered society.

1. 序

前稿 万仲脩一(2006a)で論じたように、ウルリッヒは経済倫理(学)について、経済と倫理あるいは経済学と倫理学をそれぞれ独立のものとして捉える二世界構想(Zwei-Welten-Konzeption)に立つものとしてではなく、それらの統合を図るという意味での統合的経済倫理(学)(Integrative Wirtschaftsethik)として構築すべきことを主張していた。この見解は経済的理性の規範的基礎を、経済の原理にまで立ち返って批判的に反省するという経済倫理的基礎反省(wirtschaftsethische Grundlagenreflexion)にもとづいて考察しようとするものにほかならない。ウルリッヒはこのことの必要性を規範の基礎づけとの関連で次の2つの問題、すなわち、第1に、経済主義批判(Ökonomismuskritik)を通して、第2に、生活世界の視点からの理性的経済活動(Vernünftiges Wirtschaften aus den Blickwinkel der Lebenswelt)についての考察を通して論じている。彼はこれによって、

経済倫理学を彼の意味での統合的経済倫理学として構築すべきだとする彼の見解をさらに説得あるものにすることができると考えているのである。

われわれの本稿の主たる課題も彼のこの見解を紹介し、その限りで若干の吟味を加えることにある¹⁾。

2. 経済主義批判

ウルリッヒによれば、経済主義とは端的には、経済的合理性を至上のものとする立場であり、相互に関連している以下の3つの特徴からなっている²⁾。

① 経済的合理性の自律化 (die Verselbständigung der ökonomischen Rationalität)

これは、経済的問題を理性的行為の問題から独立のものとして分離して扱うこと、つまり経済的理性の規範的前提についての反省を放棄することを意味している。これが端的に経済学と倫理学の二世界構想をあらわしていることは明らかであろう。

② 費用-効用思考の絶対化 (die Verabsolutierung des Kosten/Nutzen-Denkens)

これは、経済的行為が種々の他の社会的行為と関連していることを無視し、資源の希少性のもとでの費用と効用の関係——これは経済的合理性にはかならない——の最適化という規範を絶対的なものとして志向することを意味している。ウルリッヒによれば、これは結局はいわゆる効用極大化を基礎づけから免除されたものとして前提することにかならない。

③ 市場の論理の規範的重視 (die normative Überhöhung der Logik des Marktes)

これは、間人間的な規範的論理としての倫理的理性を市場における相互の交換という経済的論理へと転換させることを意味している。

ウルリッヒによれば、経済主義のこれらの3つの特徴は、経済的合理性を絶対的なものと見なすと共に、市場における交換を通して経済主体の利害対立を完全に解決しようとす

1) 万仲脩一[2006a]において取り上げたのはUlrich[1998]の第I部「近代的倫理学の基本概念と統合的経済倫理学のアプローチ (Grundbegriffe moderner Ethik und der Ansatz integrativer Wirtschaftsethik)」であった。ウルリッヒはそこではその表題の通り、近代の種々の倫理学を一般的に紹介し、それにもとづいて統合的経済倫理学の基本的性格とその可能性を究明することに重点を置いていた。本稿は、それに続くUlrich[1998]の第II部と第III部「経済倫理的基礎反省IおよびII (Wirtschaftsethische Grundlagenreflektion I u. II)」を取り上げる。それ故、本稿でも、ウルリッヒの統合的経済倫理学の全体について考察を加えるわけではない。

2) Vgl. Ulrich[1998], SS.127-128.

る理解をその背後に有している。それによって人間の規範的前提と倫理的理性を無視する結果になっていると考えられているのである。

ところで、ウルリッヒは経済主義について、一般的にはこのように特徴づけながら、そこで関心が向けられている問題とそれに対する態度決定との関連で2つのものを区別する³⁾。1つは、「市場における経済的競争のもとで倫理的視点を考慮することは一般に可能であるのか否か」という、いわば市場における道徳的行為の余地の存在の如何の問題である。この問題に対する経済主義の解答は、「経済倫理は市場的競争のもとでは考慮されえない、あるいは考慮される余地はない」というものである。これは市場での競争という事実によって経済的合理性の追求が強制されるという事実強制の命題（Sachzwangthese）と称せられる。ウルリッヒによれば、この場合の理論的基本仮定は経済的決定主義（Ökonomischer Determinismus）である。

経済主義の第2の問題は「近代的経済システムの枠内で経済行為の倫理的視点を明示的に考慮することは一般に必要なものであるのか否か」を問うものである。これは、いわゆる見えざる手（die unsichtbare Hand）が倫理的に正当な結果へと導くか否かを問うことにほかならない。この問題に対する経済主義の立場からの解答は、「市場はすべての参加者の利益を調整し、擁護しうる制度であるから、それに加えて特別な経済倫理を考慮することは不必要である」というものである。ウルリッヒはこのような見解を、市場自体が全体の厚生の実現への機能を有していることを強調するという意味で公共的厚生の命題（Gemeinwohlthese）と称し、人々の全体の利益の実現を市場に還元する立場であることから、経済主義のこの立場を経済的還元主義（der ökonomische Reduktionismus）と呼んでいる。

かくして、経済主義はいずれにせよ経済倫理の問題を経済学から排除するものであるが故に、基本的には企業倫理(学)否定論をなす。ウルリッヒはそれに対しては批判的たらざるをえないのであり、当然のことながら、その批判は経済的決定主義と経済的還元主義の両者に向けられることとなる。そこで、これらの点に関する彼の見解について、さらに詳細に紹介しておこう⁴⁾。

（1）経済的決定主義批判

経済が前近代的で伝統的なそれから資本主義の精神にもとづく近代的な市場での交換経

3) Vgl. Ulrich[1998], SS.129-130.

4) なお、市場的事実強制からの解放については、Ulrich[2002]においてさらに詳細に論じられている。

済へと移行するにつれて、市場調整の原理によるシステムとしての性格が支配的になった。それに伴い、生活世界的な意味志向と価値尺度は経済過程に対する直接的な意味を失い、経済主体は市場における競争という強制に否応なしに組み込まれることとなった。経済主体は競争のもとでの選択および効率の向上の原理、さらには市場法則という非人間的な事実強制のもとづく行動を行わざるをえなくなったのである。上述のように、このような市場の絶対的事実強制こそは経済的決定主義の端的な特徴をなす。

ところで、このような市場の事実強制はあらゆる経済主体による自己の利益追求に基礎を置き、客観的な経済的事実論理とシステム合理性という非党派性を示すように見えるのではあるが、ウルリッヒによれば、それはその実は資本主義的市場経済の構造的な事実強制のもとづく党派性によって支配されている、すなわち企業者の私的な利益の追求あるいは収益性の追求を無条件に正当化していると考えられなければならない。そして、ウルリッヒは、あらゆる競争参加者の自己主張の前で倫理的反省を停止させていることにこの事実強制の問題性を求め、自らは経済システムの動態の背後にある規範的基礎を明らかにし、それを倫理的-批判的議論にさらすべきことを強調する⁵⁾。

以上のことをさらに明確にするために、ウルリッヒは以下の3点について言及している。

第1は、経済的決定主義が、経済を極めて抽象化して論じる純粋経済学を志向しており、その意味でそれは経済的に合理的な行動の純粋な論理学としての経済学にはほかならない。ウルリッヒはこのこととの関連で、経済的決定主義においては、経済がその主体の自由な目的選択に依存していることを看過する結果になっていることを重視する。そして、上述のように、一見すると非党派的に見えながら、そこには企業者の利益の規範の重視という党派性が隠されていること、およびそのような行為の正当性の如何に対する反省が行われていないことを改めて指摘している⁶⁾。

第2に、経済的決定主義の立場からすれば、市場の事実強制のもとで経済主体には倫理的責任を遂行する余地は存在しない。しかし、現実には市場は決して絶対的に決定的なものではありえないのであり、市場においても経済主体にはある程度の自由な行為余地 (Handlungsspielräume) が存在すると考えられなければならない。事実、経済的決定主義の実践的アプローチにおいては、市場が偶然的あるいは一時的に欠陥を示す場合があること、およびそのような状況のもとではそうした行為余地の枠内で経済主体が倫理的-批判的に反省する可能性があることはこれを認めていると考えられる。だが、ウルリッヒは、このように経済的決定主義の立場においてもあらゆる人間が市場からの完全な事実強制に

5) Vgl. Ulrich[1998], S.148.

6) Vgl. Ulrich[1998], SS.152-153.

従うと考えられているわけではないとしながらも、その場合でも、市場経済のもとで現実
に問題とされているのは「人間がそのためにどのような生活実践の結果を正当だとして
(billigerweise) それに甘んじるべきか」ということにすぎないと考える。すなわち、経
済的決定主義のもとで市場経済についての批判的-規範的な問題が存在するとしても、そ
れは各人の自己の利益に反するような道徳的行為をどの程度で要求しうるのか、あるいは
それに伴う個人的な経済的不利益の甘受をどの程度で期待しうるのかということにすぎな
いのである。その限りで、ウルリッヒにおいては、経済的決定主義においては、市場の構
造それ自体の意義は無批判のままに承認されているのであり、対立するあらゆる要求を議
論を通して均衡化するという意味での規範的-批判的問題はそうした市場の構造自体につ
いての反省を超えるところにあるとして考慮の外に置かれているのである⁷⁾。

第3に、ウルリッヒによれば、市場における競争の事実強制のもとでの道徳的行為の可
能性如何の問題は規範的問題としては、種々の規範的妥当要求の間の対立の問題としてあ
らわれる。その場合、彼は行為結果に対する責任遂行可能性 (Verantwortbarkeit) と行
為者自身に対する道徳的要請の期待可能性 (Zumutbarkeit) を概念的に区別する。前者は、
ある行為がその結果として影響を及ぼすあらゆる利害関係者に対して責任を負うという規
範的要求である。これに対し、後者は、経済的活動を行う人間自身に対する道徳的期待と
いう規範的要求である。ウルリッヒはこの区別にもとづいて、市場における正当な行為に
関する経済倫理的基本問題が責任遂行可能性と道徳的要請の期待可能性というこの2つの
要求の緊張領域にある問題であると考え。ウルリッヒによれば、市場経済的事実強制問
題の批判的-規範的再構成は、経済主義におけるように先験的に党派的であってはならず、
また企業者的道徳的要請の期待を無視するものであってもならない。そして、その場合に
要求される倫理的基準こそは、行為者とその他のすべての利害関係者の視点の間主観的交
換可能性 (intersubjektive Austauschbarkeit) なのである⁸⁾。

ところで、ウルリッヒは、市場経済的事実強制状況の批判的-規範的克服のための可能
性について、次の2つのものを挙げている。第1は、われわれの個人的な目的設定ないし
選好を変えること、つまり個人倫理的な自己規制 (Selbstbegrenzung) であり、第2は、
制度倫理的に競争条件を変えること、つまり政策的な競争規制である。

ウルリッヒはここでもまずは、個人の行為目的と戦略を状況にしたがって変更しうるも
のと考え、さらには市場の事実強制よりも個人の目的設定の論理的優位性を認めている。
その場合、経済主体が正当な自己の利益を主張すると同時に、その道徳的要求の期待をも

7) Vgl. Ulrich[1998], SS.154-156.

8) Vgl. Ulrich[1998], SS.156-158.

満たすような自己規制を行わなければならないことが、特に強調される。さらに、後者の競争条件の変更ないし競争規制については、ウルリッヒは、競争の作用方向に問題が生じている場合には、まずは社会的に望ましい行為方法が市場によって高く評価され、個人がそのための費用の負担を甘受するような、あるいは道徳的に問題のある行為が市場によって絶えず制裁されるような秩序政策が倫理的-政治的目的のための指導として有効であるとしている。なお、この限りで、ウルリッヒにおいては市場での競争の規範的意義が認められていることを、われわれは看過すべきではない。これに対し、競争の作用よりも競争という事実強制それ自体が問題となっている場合には、倫理的視点からは市場制限 (Marktbegrenzung) の政策、すなわち経済を市場の事実強制から部分的に解放する政策が生活実践的に理性的な要請をなすと考えられている⁹⁾。

以上が、経済的決定主義に対するウルリッヒの批判の概要である。これを要するに、彼によれば、一見して中立的に見える競争の強制のもとでも党派性が支配しており、経済的決定主義のもとではウルリッヒの意味での批判的-規範的問題への接近はついに不可能である。そこで、彼は人間が原理的には事実強制を拒否することができ、自らの行為目的を倫理的に設定する余地を有していることを重視し、経済倫理の観点からは基本的にはそれに期待をかけながら、他方では、市場からの事実強制を政策的に規制する必要がある場合をも認めているのだと解せられる。

(2) 経済的還元主義批判

経済主義に対するウルリッヒの批判はその還元主義的性格にも向けられている。ここで、経済的還元主義とは、競争を通してあらゆる市場参加者の利害を調整するという市場の調整機能に完全な信頼を置き、したがって、社会的な利害対立の解決という倫理的-規範的問題もこれを市場システムの中で解決可能であり、あるいはそれに還元可能であるとする見解をあらわしていた。この立場からすれば、市場はあらゆる倫理的問題を解決してくれるのであるから、市場理論以外に特に経済倫理学を構築する必要性も認められないこととなる。その意味で、それも経済倫理学否定論の立場にほかならない。これに対しては、ウルリッヒは、現実の経済において倫理的に論じられるべき多くの経済的問題が存在するにもかかわらず、何故にそのような経済学が支持され、倫理的反省が停止されているのかについて究明すると共に、その背後に存在するイデオロギーに対して批判の目を向けるべきことを強調する。彼はこれを以下の3つの学説の性格についての考察を通して行っている¹⁰⁾。

9) Vgl. Ulrich[1998], SS.159-163.

10) Vgl. Ulrich[1998], SS.165-167.

i. 経済世界における予定調和（die prästabilisierte Harmonie im ökonomischen Kosmos）の学説：古典派（Klassik）の自由主義的政治経済学（die liberale Politische Ökonomie）

経済世界における予定調和の学説は、個人の効用の自由な追求にもかかわらず、見えざる手に導かれて利害調整が実現されるとする、スミス（Smith, A.）の古典派経済学に端的に見られる。この場合には、前述のように、利潤追求と倫理との間には何らの矛盾も生じないのであるから、経済学とは別に経済倫理学を構築する必要性が存在しないことは明らかであろう¹¹⁾。市場の調整機能に絶対的な信頼を置くこのような見解は19世紀には経済自由主義（Wirtschaftsliberalismus）や自由放任の教義（Laissez-faire-Doktrin）として一定の支持を得たのであるが、20世紀に入ってもその基本的見地は一部の経済学者によって支持されてきた。しかし、ウルリッヒによれば、前述のように、経済主義者自身も、市場が現実には完全に調整機能を果たしているわけではないことを認めていた。また、競争はかえって勝者と敗者を作り出す。競争による敗者、すなわち成果を獲得しえなかった人たちが何らかの保護を必要とする人たちを生み出すことはさまざまな対立を生ぜしめることとなるのであり、事実、その結果、経済的および社会的のみならず、政治的にも著しい不安定がしばしば引き起こされてきた。ウルリッヒはそこに、利害調整の観点からの古典派経済学の限界を見ると共に、経済に対する倫理的反省を課題とする経済倫理学の必要性を強調するわけである¹²⁾。

ii. 功利主義的な公共の厚生 of 仮構（die utilitaristische Gemeinwohlfiktion）：古い新古典派（ältere Neoklassik）

19世紀の第4四半期に至って、工業化を中心とする経済の近代化が急速に進展し、自然法的な政治経済学はその変化を説明しえないものとなった。そこに、一方では、功利主義の立場から国民厚生の増大を図る厚生経済学が形成され、他方では、新たな準自然科学的（quasi-naturwissenschaftlich）な方法にもとづく価値自由で客観的な法則科学としての経済学の確立を志向する傾向があらわれた。ウルリッヒは経済学のこのような傾向について、経済倫理との関連ではそれが前者の功利主義的な性格を有していることに注目しながらも、方法論的観点から後者の特徴に後の新古典派経済学への端緒を見る。彼は後者の方

11) ただし、前稿で紹介したように、スミスが『国富論』に先立って『道徳情操論』公刊していたことを、われわれは想起すべきである。スミスは、市場の利害調整の機能を重視していたのではあるが、決して市場で行動する人間が反道徳的存在であってもかまわないと考えていたわけではないからである。

12) Vgl. Ulrich[1998], SS.168-176.

法論的特徴を重視して、これを「古い新古典派」経済学と称しているのだと解せられる。したがって、経済倫理との関連でそうした経済学に対する彼の批判はその規範的基礎をなす功利主義的性格と市場における均衡化の仮定の両者に向けられることとなるのであり、相互に関連している次の3点がその具体的な対象とされている。

第1は、倫理的快樂主義 (ethischer Hedonismus) である。「古い新古典派」経済学においては、個人の可及的に高い欲求充足ないし効用極大化が倫理的に基礎づけられることなく望ましいものとして無条件に前提されている。ところで、ウルリッヒによれば、効用極大化を個人の合理的行動であると見なすそのことのうちに、新古典派経済学の快樂主義の前提が規範的意味を含むものとして既に隠されている。経済技術的な財の生産による欲求充足ないし快樂が経済的視点からは必然的かつ合理的であると考えられているわけである。だが、ウルリッヒによれば、そこではその欲求に対する経済倫理的反省は何ら行われてはいないのであり、この点に彼はこの経済学の問題点を見出すのである¹³⁾。

第2は、功利主義の原理である。「古い新古典派」経済学の基礎にある倫理的基準は、利己的な個人の私的効用極大化の原理ではなく、ベンサム (Bentham, J.) のいわゆる「最大多数の最大幸福」という功利主義的命題に端的にあらわされるような社会全体の効用極大化のそれである。そして、その場合の人間間の利害対立の調和は自動的に達成されるのではなく、そのための合理的な政策によって作り出されるのだと考えられている。しかしそれにもかかわらず、ウルリッヒは、功利主義の原理においては国民経済が1つの集団的主体 (Kollektivsubjekt) と見なされ、財の分配の公正性が基礎づけられることなく規範的に仮定されていること、つまり財の分配に関して個人間の対立が存在しないかのように想定されていると解し、そのことに問題点を見出す。すなわち、ウルリッヒにおいては、功利主義が利害調整のための政策の意義を重視しながらも、結局は経済的生産性の向上によって国民経済の成長を実現し、それによって社会的分配の公正さも確保されると想定しているところに、その重大な欠陥が存在していると考えられているわけである¹⁴⁾。

第3は、市場経済的な極大定理 (marktwirtschaftliches Maximumtheorem) によって国民経済的厚生 of 極大化が実現されるとする見解である。このこととの関連では、ウルリッヒは「古い新古典派」経済学の功利主義に対しては、厚生理論 (Wohlfahrtstheorie) におけるように集団的効用関数や集団的選好秩序を価値自由に規定することが原理的に不可能であるとし、この点からも倫理的-政治的秩序問題を功利主義的社会効用極大化の問題へと還元することを誤りであるとする。その一方で、彼は完全競争市場の仮定のもと

13) Vgl. Ulrich[1998], SS.178-179.

14) Vgl. Ulrich[1998], SS.179-182.

で構築される均衡理論に対しては、経験的内容も、規範的能力も有しない、公理的前提にもとづく理想論にすぎないとする批判を行っている¹⁵⁾。

いずれにせよ、ウルリッヒは、経済的還元主義の功利主義的厚生 of 仮構にもとづく「古い新古典派」経済学が以上の点で、経済倫理学の視点からは重大な問題点を孕んでいることを強調するわけである。

iii. 方法論的個人主義（der methodologische Individualismus）と利益交換の規範的倫理学（die normative Logik des Vorteilstausches）：純粹経済学（reine Ökonomik）

1970年代になって、主流を形成してきた新古典派経済学に対して2つの方向から、すなわち厚生経済学の一層の発展からと哲学的-倫理的議論の高まりの中から、激しい批判があらわれた。ウルリッヒはそのような動きのうち、まずはロールズ（Rawls, J.）の功利主義批判と彼の正義論に注目する。ロールズは功利主義に対しては、それがある人の利益と他人の不利益の主体間の計算にもとづくが故に個人の尊厳と基本権の不可侵性という重要な側面を無視しているとしてこれを批判する。そのうえで、あらゆる人間が同一の自由、権利および生活の機会を有するという意味での正義（Gerechtigkeit）が支配している社会を「秩序ある社会（die wohlgeordnete Gesellschaft）」と称し、彼は功利主義的倫理学に代えて、人間間の契約にもとづく合意によってこの秩序ある社会を確立しようとする社会哲学への契約理論的転換（vertragstheoretische Wendung der Sozialphilosophie）を図る。そのような社会契約の政治哲学こそは自由な民主的社会的規範的基礎を形成すべきものだからである¹⁶⁾。

ところで、ウルリッヒはまずは、ロールズ正義論の構築に当たって設定した仮定、すなわち無知のヴェール（Schleier des Nichtwissens）に包まれた原初状態（Urzustand）の仮定に対して批判を加えている。そこで、われわれは原初状態に関するロールズの見解の骨子を概観し、若干の考察を加えておこう。ロールズにおいて、「『原初状態』とは、「人間が社会生活に入る前に、社会の基本的なルールを定めるために、全員一致の社会契約を行う仮想的な場である。そこで、社会における個々人の権利・義務の総体を定める正義の原理が合意される。」¹⁷⁾ その場合、人間については、一方では、合理性の要素をあらわすものとして効用の追求が承認され、他方では、公正性の要素をあらわすために無知のヴェールが支配していると想定される。無知のヴェールとは、「人々が現実の社会において占める社会的・経済的地位、自然的資源や能力、知性や体力、選好・目的・関心・幸福のパ

15) Vgl. Ulrich[1998], SS.182-184.

16) Vgl. Ulrich[1998], S.185.

17) 塩野谷祐一[2002], 69頁。

ターン、性・年齢・職業など、自分にかかわる一切の知識が奪われている」¹⁸⁾ という原初状態における人々の個人的情報の無知の前提である。しかし、無知のヴェールのもとでは、このように人々が自己の個人的状況を知らないとはいえ、人間および社会に関する一般的事実はこれをすべて知っていることが想定されている。そのもとで、人間は一般に合理的な選択を行う際に、社会的基礎財 (social primacy goods) ——これは、「基本的権利と自由、移動の自由と職業選択の自由を通ずる多様な機会、地位・職務に伴う機能、富と所得、自尊の社会的基礎の5つ」¹⁹⁾ をあらわすとされている——が多くなるような選択を行うと考えられているのである。

ロールズはこのような無知のヴェールに覆われている原初状態のモデルを仮定することによって、人間が合理的に行動することを認めながらも、特定の人がある特有の情報を利用して自己の利益を利己的に追求する事態を排除し、一般的な事実に関する知識のみにもとづいて公正な手続きによって社会的基礎財をめぐる社会契約を導きうることを強調する。彼においては、その意味で、原初状態のモデルは、自由で平等な道徳的人格とそうした人々によって形成される秩序ある社会を支配する正義の原理を媒介する役割を果たすものである。正義に関するロールズの周知の2つの原理——これについては後に言及する——もこのような前提のもとで導かれたものであることは明らかであろう。ロールズは経済学者であるわけではないが、以上のような功利主義批判と契約論的転換を通して彼の正義論は経済における正義の問題に対しても著しい影響を与えているのである。

しかしながら、ウルリッヒは、ロールズが前述の無知のヴェールに覆われた原初状態の仮定を設けていることに対しては次のような批判を行っている。すなわち、そこでは、人間の道徳性は社会的な出発状況の当初から前提されている非党派的な構造的な特性によって代替させられており、社会的対立の倫理的-理性的な解決の問題が個人の将来の社会的地位についての戦略的不確実性のもとでの自己の生活機会の個人的な確保の問題に還元されているとする批判がそれである。この批判の意味するところは必ずしも明確ではないのであるが、われわれはこれを以下のように理解しておこう。すなわち、ロールズにおいては、原初状態における非党派的な構造的な仮定を設定することにより、正義の問題は一般的事実に関する知識との関連でのみ考察されることとなり、社会的対立は無知のヴェールの背後に隠されている個人的状況に起因するものとして捉えられるにすぎない。もしそうであるならば、原初状態の仮定のもとでは社会的対立の解決に関わる正義の問題を論じることはついに不可能である。この点に、ウルリッヒはロールズの原初状態の仮定の問題点を見てい

18) 塩野谷祐一[2002], 70頁。

19) 塩野谷祐一[2002], 70頁。

るのだと解せられるのである。

さらに、ロールズにおいては、人間間の無条件の相互承認という倫理的な相互性原理(das ethische Gegenseitigkeitsprinzip)が相互有利性の基準、つまり個人が純粋に利益志向的ないし経済的に合理的に行動するという基準へと還元する試みが存在しているとして、ウルリッヒはこの点についても批判の目を向けている。これは、前述のように、ロールズが人間について、一方では、合理性の要素をあらわすものとして効用の追求を承認しており、他方では、公正性の要素をあらわすために無知のヴェールが支配していると想定していることと関連しているであろう。つまり、個人的状況を無知のヴェールの背後に追いやることにより、ロールズは正義を一般的な事実についての知識の問題に解消し、人間間の無条件の相互承認といった倫理的な側面を考慮の外に置き、結局は利益志向的ないし経済合理的な人間行動の基準を想定する結果になっているというのがその批判の意味するところであると解せられるのである。いずれにせよ、ウルリッヒによれば、彼の意味での倫理の問題は無知のヴェールに覆われた原初状態の仮定のもとではついに考察される余地は存在しないのである。

だが、このようなウルリッヒの批判は妥当であろうか。われわれはこの妥当性について疑問を持たざるをえない。ロールズにおいて、無知のヴェールは個人が自分に固有の情報によって自己の利益を利己的に追求する可能性を封じるためのもの、つまり人々が一般的な事実に関する知識のみによって正義の原理を選択せざるをえない状況を作り出すためのものであった。すなわち、無知のヴェールに覆われた原初状態はなるほど非現実的な仮定ではあるが、ロールズにおいてはそれは正義の原理を導出するための、すなわち公正としての正義の原理について社会契約を通して合意に至るために想定された仮構の場であり、前提にほかならない。それ故、この仮構をもって直ちに、ロールズが社会的対立の倫理的-理性的な解決の問題を人間の道徳性に立ち返ることなく、個人の効用の追求に還元していると考え、したがってそうした仮構にもとづく彼の正義論が経済学における経済的還元主義に相応するような性格を有すると解することは妥当ではないように思われるのである²⁰⁾。

20) ロールズの原初状態と無知のヴェールに関するウルリッヒの見解と批判については、Ulrich [1998], SS.185-186を参照のこと。

なお、わが国においても、ロールズ正義論については極めて多くの研究成果が公表されている。上掲書のほかに、重要と思われる若干の著書のみを挙げておこう。

川本隆史[1995]；川本隆史[1997]；後藤玲子[2002]；藤川吉美[1989]；藤川吉美[1995]；渡辺幹雄[1998]；土屋恵一郎[2002]

さて、ウルリッヒはロールズによる契約論的転換による社会哲学の復興が経済学に及ぼした作用を、一方では、新古典派経済学の方角での一層の発展の基礎を提供し、他方では、自由主義的政治経済学の断ち切られてきた伝統を新自由主義的 (neoliberal) な方法で変革するための基礎を提供したことに見出す。ウルリッヒはこの方法論的性格からそれを「純粹経済学」と称するのであるが、彼はその性格がブキャナン (Buchanan, J. M.) の見解により鮮明にあらわれているとしてその特徴について考察する。

ウルリッヒの主張するように、功利主義からの契約論的転換の方法的構想を経済学に適用したのはブキャナンである。ただし、ウルリッヒによれば、ロールズとブキャナンは共に契約論的方法に立ちながらも、ロールズがあらゆる人間について普遍的で同等の基本権を有することを要求しているのに対し、ブキャナンは人間に何らの道徳的要求を課すことなく、単に合理的に自己利益を追求するものとして想定している点で、両者の見解に相違が存在している。これは、ブキャナンが経済学の概念や分析手法を用いて非市場的决定ないし政治的決定の問題を分析する公共選択 (public choice) の理論を構築しようとしたことの結果であろう。この相違を意識して、ウルリッヒはブキャナンにおける契約論的転換の特徴を以下の3点に見出し、それを批判的に考察している。その3つの特徴とは以下の諸点である。すなわち、

- ① 人間観との関連では、心理学的快樂主義 (der psychologische Hedonismus) から方法論的個人主義 (der methodologische Individualismus) への転換、
- ② 合理性概念との関連では、功利主義原理からパレート原理 (Pareto-Prinzip) への転換、および
- ③ 市場および社会の各概念との関連では、均衡理論から2段階的契約理論 (die zweistufige Vertragstheorie) への転換がそれである²¹⁾。

方法論的個人主義はいわゆる経済人 (Homo oeconomicus) の人間像を公理的に仮定することによって、すなわち合理的な決定主義の導入によって、理性的な社会実践の問題から倫理的次元を排除することとなった。その結果として、純粹経済学は合理的決定の論理学に墮したのであり、そこでは経済倫理学の必要性も認められないことは明らかであろう²²⁾。

周知のように、パレート原理は、ある個人の効用が他人の効用を悪化させることなしに改善されるような改革提案が効率的であり、したがって他人の効用を悪化させることなくしてはいかなる個人の効用をも改善しえない状態を最適 (パレート最適) と見なす原理である。ウルリッヒによれば、これは厚生経済学においては方法論的個人主義とは独立にパ

21) Vgl. Ulrich[1998], S.187.

22) Vgl. Ulrich[1998], SS.187-191.

レート的転換（die paretianische Wendung）として設定されたのであるが、勿論、方法論的個人主義とパレート原理は両立するものである。方法論的個人主義の立場に立つ人たちが暗黙のうちに、あるいは明示的にパレート原理を実践的に利用しているのは、このことからすればけだし当然のことなのである。ウルリッヒはパレート原理の方法論的立場を規範的個人主義（normativer Individualismus）と称している。しかし、彼によれば、それも個人の私的な自己の効用を極大化することを前提としており、人々の選好を倫理的・批判的に問うことは放棄されているのであり、それらは結局は正当性を効率に還元するという理解にもとづいていると考えられなければならない。そして、ウルリッヒはそこに純粋経済学の経済的還元主義としての性格を見ると共に、パレート原理が状況の変化に際しての相対的に有利な適応を論じるものにすぎなく、本来の出発状況の倫理的正当性の如何を問題にしているわけではないことを重視し、その点からも倫理基準としてのパレート原理の意義に疑問を呈している。

ウルリッヒがブキャナンの契約論的転換として挙げている第3点は均衡理論から2段階的契約理論への転換である。「古い新古典派」経済学の均衡理論は市場における摩擦のない、その意味でいわば真空の中での財の取引に関する形式的な説明を目指していた。それに対し、方法論的個人主義および規範的個人主義、並びにホッブズの契約理論の範疇の中で厳格に自己利益を追求する個人を前提にしながら、そうした個人の社会的相互関係についての説明を行おうとする試みがあらわれた。そして、その方向で合理的な社会的協力と政治の問題の包括的契約論的転換を図ったものこそは、ロールズであり、ブキャナンであったのである。ウルリッヒは社会契約の2段階的構想の典型をブキャナンの契約理論に見出したうえで、それについて以下のような考察を加える²³⁾。

ブキャナンは立憲的経済学（constitutional economics）の提唱者として著名である。この経済学の基本的特質は、社会契約に市場についての立憲的な役割を付与すること、すなわち自由で民主的な社会におけるあらゆる市民は市場の規制ないし枠条件それ自体について合意する能力を有するとする見地に立つことにある。そのような第一義的な立憲的レベルでの協定の確立を第1段階と見なしたうえで、第2段階においては第1段階で形成された規則のもとで私的な交換契約が合意され、遂行されると考えられている。ここに規則自体に関する契約とその規則の枠内での個人的行為に関する契約が区別されているのであり、それがブキャナンの社会契約の2段階構想と称せられる所以なのである。その場合、

23) Vgl. Ulrich[1998], SS.195-201.

なお、ブキャナンには多くの著作があるが、ウルリッヒがここで主として参照しているのはBuchanan[1977]である。

市民の社会的規則の正当性は自然法的に進化論的にはなく、政策的-契約論的に考慮されうると考えられていることは、けだし当然のことであろう。

しかし、ウルリッヒはこのようなブキャナンの見解についても、権利がいまだ基礎づけられてはいない所有状態によって規定されるものとして捉えられていることを指摘し、社会契約が正当な権利や行為余地を規定するものであることが考慮されていないことに注目する。これは、社会的な権力や資源配分の現状が当初から正当なものとして前提されていること、そして倫理的-批判的議論の可能性および基礎づけられた同意や拒否の余地が市民から閉ざされていることを示している。かくして、ウルリッヒは、ブキャナンの立憲的経済学の背後にも、民主主義的政策を経済的論理へと還元する経済的還元主義の考え方が潜んでいると考えるのである²⁴⁾。

これを要するに、ウルリッヒによれば、経済的還元主義の立場に立つ3つの経済学、すなわち形而上学的-自然法的古典派、古い功利主義的な新古典派および純粹経済学は共に、既述のことから明らかなように、経済倫理の基礎づけの観点からは失敗していると考えられなければならない。経済的還元主義は結局は、自由を市場での交換の自由に、厚生をパレート効率に、権利を権力に、正当性を受容 (Akzeptanz) に、あるいは道徳を利益 (Interesse) にそれぞれ帰せしめている。なるほどロールズやブキャナンは契約論的転換を図ったのではあるが、ウルリッヒによれば、前述のロールズにおいても、あるいは立憲的レベルでの協定の第1段階を主張しながらも、方法論的個人主義とパレート原理にもとづいているブキャナンにおいても、出発状況そのものの正当性を承認することから契約の締結を論じているにすぎないのであり、その限りで、彼らの見解に対しても倫理的-批判

24) ブキャナンが方法論的個人主義の立場から経済人を想定し、パレート原理にもとづいて社会的決定の分析を行っていることは否定されえない。しかし、彼が契約論的転換によって志向している最も重要な問題は、そうした経済学の用具や手法を用いて政治的決定、すなわち規則 (rule) の合意 (契約) についての分析を行うことにあるのだと解せられる。彼の経済学が公共選択の理論、あるいは政治の経済学と称せられている所以はここにある。むしろ、後者の問題の分析のために、上述のような経済学の前提や手法が有効であることを強調したのがブキャナンなのである。したがって、彼の経済学はそうした分析の用具や手法に見る限り純粹経済学的であるとはいえ、彼がそれを用いて非市場的決定の理論を展開しようとしている点に注目すべきであるように思われる。同様のことは、ロールズについても妥当することであり、ウルリッヒが1970年代のロールズによる政治哲学の復興を「方法論的理由から (aus methodologischen Gründen)」(Ulrich[1998], S.185) と特に断っているのはこのことによるのだと考えられる。ただし、われわれはこのことについては経済学者の専門的な見解をさらに聴かなければならない。公共選択の理論については、加藤 寛 [編][2005] を参照のこと。

的見地からは批判的たらざるをえない。

いずれにせよ、前述の経済的決定主義におけると同様、これらの問題点は経済主義それ自体からの脱却の必要性を示すものにほかならない。こうした批判的見地に立って、ウルリッヒは生活世界の視点から理性的な経済倫理の問題を考察することの必要性を強調するわけである²⁵⁾。

3. 生活世界の視点からの理性的経済倫理

ウルリッヒによれば、経済倫理は生活世界の視点からする経済に対する理性的な基礎反省にもとづかなければならない。その場合、彼は、経済が価値創造（Wertschöpfung）の活動であり、しかも経済問題が単に量的のみならず、人間の生活の質（Lebensqualität）の問題であること、つまり生活への役立ち（Lebensdienlichkeit）に関する問題であるとし、「どのような価値が誰のために創造されるべきか」に関する以下の2つの基本問題を設定する。第1は、生活実践的に意味のある経済活動に関する問題、つまり良い生活（gutes Leben）の問題ないし経済の意味の問題（Sinnfrage）であり、第2は、公正な共同生活（gerechtes Zusammenleben）あるいは経済の正当性（Legitimationsfrage）である。前者の意味の問題は、生活実践的に理性的な経済の文化的動機に関わる目的論的-倫理的性質（teleologische-ethischer Natur）の問題であるのに対し、後者の正当性（Legitimationsfrage）の問題は、理性的経済の社会的規制に関わる義務論的-倫理的性質（deontologisch-ethischer Natur）の問題である。ウルリッヒはこの2つの問題を考察することによって、生活への役立ちを志向する経済活動の基本的次元が明らかにされうると考えるのである²⁶⁾。

（1）経済の意味の問題——経済と良い生活——

ウルリッヒによれば、人間は意味を探究する存在である。すなわち、行為に関する意図的な決定の自由のもとで意味あるものを追求することが人間に固有の特性なのである。その場合、行為の意味をなすものこそは良い生活ないし幸福（Glück）である。しかし、これはいまだ形式的な目的にすぎない。しかも、人間は社会的存在であり、社会的共同体において良い生活に関する反省的構想のもとで人間的な生活遂行の課題を有している。これは意味発見（Sinnfindung）の問題にほかならない。

ウルリッヒによれば、経済の意味を考えることは、経済主義に抗して、すなわち強固な

25) Vgl. Ulrich[1998], S.202.

26) 以上のことについては、Ulrich[1998], SS.193-206を参照のこと。

自己目的な経済的事実論理の実践的および理論的傾向に抗して、経済倫理的基本問題を論じることにはかならない。経済は生活のための手段なのであるが、経済の意味は歴史的な変化の中で変化させられる。したがって経済の意味も生活実践の全体から反省的に規定されることが看過されてはならないのである。ウルリッヒはこれを生活への役立ちと関連づけて、以下の3つの観点からの考察を通して論じている²⁷⁾。

i. 経済の基本的意味——人間的な生活基礎の確保

経済の基本的意味はまずは人間生存のための基礎条件の確保、つまり人間の基本的な生活維持にある。その場合、経済は単に人間の生存のための物質的・技術的性格のみならず、精神的・文化的な性格を有するものであることが注意されなければならない。特定の社会におけるその両者の面での最低限の欲求の充足が経済の第1の問題なのであり、これこそがあらゆる人間にとって普遍的な道徳的権利をなすのである。しかるに、例えば、発展途上国はもとより、先進国においても現実には精神的・文化的にはもとより、物質的にすら貧しい人々が多数存在する。ウルリッヒはこの事態に対して、単に国家がそうした貧困な人々を事後的に救済するための補償的な政策ではなく、事前的に人々を貧困から解放するという政策が講じられるべきことを強調する。経済の社会的意味はすべての人間の存在の危機をその原因の除去によって解決することにあると考えられなければならないからである。そこに、ウルリッヒはまずは人々の人間的な生活基礎の確保という経済の基本的意味を見るわけである²⁸⁾。

ii. 経済についてのより進んだ意味——人間的な生活の豊かさ (Lebensfülle) の拡大

ウルリッヒによれば、経済の成熟に伴い経済の意味の重点は、前述のような基本的・普遍的な生活基礎の確保からさらなる人間的な生活の豊かさの追求へと移る。後者は、自由な市場の理念にではなく、自由な人間の理念にもとづいている。そのために、それは、財の希少性のもとでの欲望充足のための単なる物質的で量的な消費の意味での豊かさではなく、本来的な欲望の自己規制的反省の文化の発展を意味する。その場合、個人は社会共同体への帰属ないし統合による社会的同一化から離れては存在しえないという意味で人間相互の関係 (zwischenmenschliche Beziehung) の中に組み込まれていることから、個人の労働の社会的過程への参加についても単なる生活の手段の獲得ではなく、共同体の有効な構成員となることが重視される。そこに、人間的な生活の豊かさを目指す経済の基本が存在するのである。だが、このような進歩した経済のもとでも、ウルリッヒは現実の経済においていまだに多くの人々が貧困にさらされている現実に再び注目し、これを無視して文

27) Vgl. Ulrich[1998], SS.207-209.

28) Vgl. Ulrich[1998], SS.210-213.

化的な視点のもとで個人に他の生活方向を提唱することの無意味であることを主張する。しかし、彼はそもそも市場経済的競争における自己主張（Selbstbehauptung）の条件のもとでは自由な人間的意味を発見することには困難性が伴うことを指摘すると共に、その故にこそ統合的経済倫理との関連で経済に対する基本的批判を通して規範的なものを求めることの必要性を強調するのである²⁹⁾。

iii. 競争における自己主張の条件のもとでの人間的意味発見

市場経済のもとでは競争における自己主張の条件は不可避のものとして存在しているのであるが、その中で規範的なものの発見、すなわち自由な人間的意味の発見は如何にして可能となるのであろうか。ウルリッヒはこのこととの関連で2つの集団を想定する³⁰⁾。

第1は、自己限定者（Selbstbegrenzer）と称せられるものであり、人間的豊かさのために市場経済的競争から解放された生活構想を追求する集団である。それは経済に対して、自己決定的で社会的に意味と責任のある活動を行う個人的能力を開発し、人間相互の関係の育成ならびに文化的な表現および経験の形態を育成するという役割を付与する。そこでは、経済の効用は、単に財や用役の市場価値の創造のみではなく、集団の文化的尺度に従って生活への役立ちの観点から望ましいと思われる給付の生産にあると考えられている。ウルリッヒにおいては、経済はこの意味で統合的だと考えられているのであり、市場志向に対する反省的自己規制、すなわち競争からの部分的解放もこの統合的経済様式に属するのである。

これに対し、ウルリッヒの想定する第2の集団は市場での競争志向的態度を有する企業者集団である。この集団の立場からすれば、市場経済的競争のもとでは、そこから獲得される経済的成果に対して自己規制を行おうとする者はその時点で既に敗者である。このように考える企業者集団の社会では、競争は激化し、勝者と敗者の区別はさらに鮮明になる。確かに競争は効率的な行為者を市場に残し、非効率的なそれを排除するという淘汰の機能を果たすという点で経済全体の効率化に貢献するのではあるが、ウルリッヒによれば、競争は営利的精神性にもとづき、それを強化するが故に、決して価値中立的な用具であるわけではないのであり、貧困からの解放につながるものでもない。それはかえって新たな貧困を作り出すという悪循環をもたらす。かくして、企業者集団の社会では、ウルリッヒの主張するような経済の意味の問題は未解決のまま放置されざるをえないのである。

さて、以上の2つの生活形態と精神性が区別されるとして、もし個人、集団や全体的な文化が構造的非対称性の故に単独では競争志向的な生活形態から解放されることができな

29) Vgl. Ulrich[1998], SS.214-225.

30) Vgl. Ulrich[1998], SS.225-230.

いとするならば、ウルリッヒによれば、すべての人々が共同で競争の強制から部分的に解放されることに意味を見出しうるようにするほかはない。これは、一般的な生活条件を以下のように構造的に変更させること、すなわち、すべての人々が市場経済システムの内部でその必要な生活基盤を給付によって確保する可能性を効果的に有すると共に、社会的生産への必要な参加を介してその確実な生活理想に従って生きるという自由な選択を有するということに変更させることを要求する³¹⁾。

ウルリッヒは進歩した経済における生活条件と生活機会のそのような構造的な組織転換の基本的で相互関連的な要素として、次の3つのものを挙げている。

- ① 新しい解放志向的な時間政策 (eine neue emanzipatorische Zeitpolitik)
- ② 新しい解放志向的な労働政策 (eine neue emanzipatorische Arbeitspolitik)
- ③ 新しい解放志向的な社会政策 (eine neue emanzipatorische Sozialpolitik)

これらの解放志向的な諸政策によってウルリッヒの強調しようとしていることは、労働時間の一般的な短縮により個人の生活の部分的な自由化を実現することであり、多様な労働形態の採用によりあらゆる個人の生活における労働が意味のある場所を占めること、つまり購買力の増大、人間性の啓発、社会的統合に向けられるような枠条件を作り出すことであり、さらには経済的労働以外の生活局面(例えば、幼少時期、病気、社会的奉仕活動、失業、高齢期)における経済的基本保障や福祉と事前的・予防的で積極的な社会政策を実現するといったことであると解せられる。

ウルリッヒはそこに、市場経済にもとづく生活の豊かさを超えて、自己規制的な良い生活への道を見るわけである。しかし、彼によれば、そのための前提として、その意味への集団的で政治的な意志 (ein kollektiver, politischer Wille zum Sinn) が存在していなければならないのであるが、それは現実にはいまだ整備されているとはいえない。換言すれば、市場経済の意味のある将来は、市場志向的ではない生活形態への共同の文化的意思によって担われなければならないのであるが、ウルリッヒは、経済に対するその文化的要求がいまだ充足されていないと考え、そこに経済の意味を問い続ける必要性を強調するのである。

(2) 正当性問題——経済と公正な共同生活——

前節で紹介したようにウルリッヒはまずは経済の意味を良い生活との関連で考察していたのであるが、経済倫理との関連では経済の意味を問うことはその正当性問題を考察する

31) Vgl. Ulrich[1998], SS.230-233.

ことにほかならない。そこで、彼はさらに公正な共同生活との関連で経済についてのこの問題を考察する。

ウルリッヒによれば、経済とはまずは共同的な分業による価値創造の活動なのであるが、さらに、それはそれによって生産された財および生産に伴う環境汚染のような負の効果の人間間の配分という社会的活動をも含んでいる。そして、彼はそのような経済にはさまざまな社会的対立が存在していることを重視する。この対立を解決するための方法としては、権力原理（Machtprinzip）と道徳原理（Moralprinzip）が考えられる。前者は強者を正しいと見なすものであり、市場原理もこの一種であるが、その立場に立つときには批判的な正当性の問題を当初から排除することになる。これに対し、後者の道徳原理は、正義の要求のもとに、意図された行為や行為規則とあらゆる利害関係集団の道徳的権利との間の人間相互の社会的関係を作り出すことによって対立の解決を図ろうとするものである。ウルリッヒが正当性問題の観点から重視するのは、当然のことながら道徳原理である。

ところで、ウルリッヒによれば、経済の正当性の問題が究極的には人間の公正な共同生活にとってのそれであるならば、私的な行為方法の正当性あるいは社会的関係の正しさは2つの前提にもとづかなければならない。第1は、正義感を有する人間、すなわち他人の正しい要求を理解する能力とその正しさを自己の行為の基準とする意思を持つ人間の存在である。第2は、社会についての一般的に承認された正しさの原則ないし正義についての社会原則の存在であり、ロールズの意味での秩序ある社会の指導原理がそれに相応する。ウルリッヒによれば、個人的ないし個別経済的行為の正当性の前提についての説明は秩序ある社会の構想の脈絡の中でのみ可能なものであり、それ故、彼はその前提のもとで理性倫理的に有効な正義の規範的基礎を慎重に反省することのうちに、経済の正当性問題と正義の問題の生活実践的意味を考察する糸口を見るわけである。ウルリッヒはこのことを以下の3つの点を通して論じている³²⁾。

第1は、「道徳的正義を有するということは何を意味するのか」、「一般に道徳的正義は基礎づけ可能であるのか」および「それは法的正義と如何なる関係にあるのか」という問題である。これは、倫理的-政治的正当性の基礎としての道徳的な基礎的正義の意味を考察することにほかならない。ウルリッヒによれば、道徳的正義とは端的には、あらゆる人間によって正当だと見なされ、道徳的義務として遵守されるものを意味する。そして、すべての人間の道徳的正義が主観的判断を超えて、非党派的に法律として規定される場合には、それは法的正義として正当な行為の最低条件をなしうることになる。もとより、ウル

32) Vgl. Ulrich[1998], SS.235-239.

リッヒによれば、道徳的正義はあらゆる正義とその発展のための基本的な規範的尺度であり、究極の基礎であることから、それは法的正義に限定されるわけではない。ウルリッヒはここでも再び、道徳の場がすべての主体の普遍的道徳共同体、すなわちあらゆる人間の無限の批判的公共性 (kritische Öffentlichkeit) の思想的メタ制度であること、したがって正義の基礎づけが討議を通しての哲学的-倫理的基礎づけであることを強調するわけである³³⁾。

ウルリッヒの取り上げる第2の点は、秩序ある社会の構想と正当な不平等 (legitime Ungleichheit) の規範的条件をロールズの正義論を手がかりとして考察することである。ロールズにおいて秩序ある社会とは、良い生活についての多元的な視点のもとで、自由で平等な市民による社会の共同生活の原則と規則によって規定された社会を意味していた。その場合、秩序ある社会には、道徳的能力、すなわち善の構想を育成し、合理的にそれを追求する能力、を有する国家市民 (Staatsbürger) の存在が前提されている。かくして、ロールズの正義論における自由主義は経済との関連では、市民権 (Bürgerrechte) と市民の徳 (Bürgertugend) を市場の論理よりも優先させることにならざるをえない。周知のようにロールズの意味での正義は以下の2つの原理のうちにあらわされているのであるが、ウルリッヒによれば、その基礎に置かれている基本的立場はまさにこのことなのである。ロールズの正義を構成する2つの原理は次のものである³⁴⁾。

第1原理

最大可能な一般的自由の原理

(das Prinzip der grösstmöglichen allgemeinen Freiheit)

これは、「各人は全員にとって可能な同等の基本的自由の包括的全体体系に対して同等の権利を有すること」をあらわす。

第2原理

社会的・経済的不平等を承認するための条件についての原理

これはさらに、2つの下位原理からなっている。

① 公正な機会均等の原理

これは、「その不平等が公正な機会均等のもとにすべての人々に開かれている職務と地位に結びついていること」をあらわす。

33) Vgl. Ulrich[1998], SS.239-247.

34) Vgl. Ulrich[1998], S.251 ; Steinmann/Löhr[1994], SS.123-131 ; 万仲脩一[2006a], 164-168 頁

② 格差原理（Differenz- oder Unterscheidsprinzip）

これは、「その不平等が最も不遇な人々の最大の利益に資するものであること」を示している。

このロールズの正義論は秩序ある社会と正当な不平等の規範的条件を示すことを通じて、経済における正義の問題に対しても著しい影響を及ぼした。勿論、正当な不平等の容認の規範的条件との関連では、第2原理、特にその格差原理が重要な意味を有することは明らかであろう。しかし、ウルリッヒはロールズの正義論について必ずしも肯定的な評価を下すわけではなく、むしろ経済倫理との関連で激しい批判を提示している。ここでは、われわれは以下の批判にのみ注目するにとどめよう。ロールズには「すべての人間の同等の最大可能な自由と公平な機会均等を市場の交換の論理よりも優先させることが正義のために重要である」とする理解があるのであるが、まさにその点で、正義とパレート効率との間の関連が不明確になっているとする批判がそれである。

ロールズのこの批判の意味するところも必ずしも明らかではないのであるが、われわれはこれを以下のように理解しておこう。ロールズの格差原理は、最も不遇な人の状況を最大化することを志向しているという意味でいわゆるマキシミン原理（Maximin-Prinzip）にもとづいているといわれる。この原理の背後には、最も不遇な人の状況を改善することによって社会的基本財の分配の格差を緩和するという意図が存在している。ロールズもその限りで、そのような処置が許容される不平等であるとし、またそれが正義に適うことだと考えているのであろう。それが市場を通しての効率（パレート効率）よりも平等を重視する原理であるといわれる所以である。しかし、格差原理ないしマキシミン原理が単に最も不遇な人の状況を絶対的に改善することを意味するにすぎないとするならば、それは必ずしも平等に接近することにはならないであろう。例えば、最も不遇な人々の地位の状況の最適化が達成されたとしても、より恵まれている人々の状況がそれ以上に改善されるならば、かえって格差ないし不平等は拡大するであろう。もし格差原理に「相対的に恵まれている人々の状況が悪化してもかまわない」という条件が置かれているならば、それは確かに格差の縮小になり、平等は実現されるであろう。しかし、ロールズの格差原理にそうした条件が前提されているとは必ずしも思われぬ。さらに、格差原理の背後に「最も不遇な人以外のあらゆる人の状況がそれによって悪化することはない」という条件が設定されているとすれば、平等への志向は見られるとしても、格差原理はまさにパレート原理の意味するところとなり、パレート原理の特殊な状況をあらわすものにほかならないこととなる。

このような理解が正しいならば、「すべての人間の同等の最大可能な自由と公平な機会均等を市場の交換の論理よりも優先させることが正義のために重要である」とするロールズの見解は重要ではあろうが、特に正義としての許容される不平等についての格差原理の内容的な不明確さの故に、それがパレート原理の仮定のもとに平等を目指しているのか否かについてついに明らかではないのである。

これを要するに、ウルリッヒのこのロールズ批判は、平等を志向する政治的自由主義と効率を重視する経済的自由主義との関連を明確にしていないことをも意味しているのであり、ウルリッヒはこのことにもとづいて、平等を重視する立場から経済倫理との関連でも経済的市民権についてさらに追究すべきことを強調する³⁵⁾。

ウルリッヒは第3に、あらゆる人間にとっての現実の自由の基礎としての経済市民的基本権について論じることとなる。彼はロールズの政治的自由主義の哲学的基本概念ないし秩序ある社会の基本理念を重視しながらも、現実の自由主義のもとでは多数の人々が物質的貧困と自助のための能力および権力の欠如としての無力 (Ohnmacht) にさらされていることに再び注目する。ウルリッヒによれば、市民社会において市民とは単なる国家市民ないし国民なのではなく、また財産の所有者としての所有市民 (Besitzbürger) なのでもなく、自律的で、社会的に統合された社会構成員である。市民社会とはまさにそうした平等な市民の参加によって形成されるネットワークなのである。その場合、市民の自由は市場の自由還元されえないのであり、市民権は市場の力を超えてそれをも制限すべく無条件の要求を含むものであることが、特に重視されなければならない。そうした意味での市民の自由と市民権が想定されているのである。

ウルリッヒによれば、多くの人々は秩序ある市民社会の自由主義的な構想の社会経済的な更なる発展の中に、市民社会の正義と正当性の有力なアプローチを見る。その中核には、すべての人々に対する最大可能な現実の自由と生活の機会という指導理念が自由な市場に対して優先するとする理解があるのであるが、ウルリッヒはここでも市民の基本権の形成が国家市民、経済市民、世界市民の理性にもとづく公共的コミュニケーションに依存していることを強調する。つまり、「社会的秩序と経済的行為の正当性の倫理的-政治的問題は、『正当性の討議モデル (Diskursmodell der Legitimität)』の理想的な地平のもとで、民主主義的決定の形で答えられるべきなのである。」³⁶⁾

35) Vgl. Ulrich[1998], S.252.

36) Ulrich[1998], S.284. 引用文中のゴチック体の部分は原書ではイタリック体で記されている。

4. 若干の考察

以上において、われわれは経済主義に対する批判を通して、経済の生活世界の観点から理性的経済倫理として統合的経済倫理を確立すべきであるとするウルリッヒの見解を概観してきた。そこで、われわれは最後にこのような彼の見解について若干の吟味を加えておこう。

第1に、経済主義と経済倫理(学)否定論に関するウルリッヒの見解について検討しておこう。彼において経済主義とは、経済的合理性を至上のものとして捉え、したがって費用と効用の最も効率的な関係を絶対的なものと見なし、同時にその関係が市場における自由な取引によって実現されるとする理解をあらわしていた。その場合、ウルリッヒが経済倫理との関連で特に重視するのは、経済主体がそうした経済あるいは市場の事実強制に完全に従わざるをえなく、また市場の調整機能によって利害関係集団間の利害対立が完全に解決されるということであった。これは、経済活動に対する実践的-倫理的視点からの理性的基礎反省を放棄することを意味している。ウルリッヒにおいては、経済主義はこのように極めて厳格に、あるいは理念型的に捉えられている。彼はそうした理解にもとづいて、経済主義を経済倫理(学)の可能性と必要性を否定する立場として批判の俎上にあげているのである。経済主義をそのようなものとして厳格に捉えるときには、それを経済倫理(学)を否定する立場だとする彼の見解は確かに妥当であろう。

だが、現実には、経済活動は単に経済的合理性によって指導されているわけではなく、経済主体の行動も多様な動機によって影響されている。特に大企業の社会的影響には極めて著しいものがあり、決して市場による事実強制に服しているとはいえないであろう。むしろ、逆に大企業が市場を支配しているといっても過言ではない面もある。このような状況の中で、いわゆる「市場の失敗」に典型的に見られるように、市場が完全な利害調整の機能を果たしていないことは、周知の事実である。ウルリッヒも、経済主義の擁護者たちにおいても経済主義のそのような厳格な理解が必ずしも完全に受容されているわけではないことを認めていた。このように考えるとき、経済主義をウルリッヒにおけるように厳格に捉え、そこから経済倫理(学)否定論の結論を導き出して、それを批判の対象にすることについては、経済の現実を重視する立場からは、われわれは疑問を感じざるをえない。

しかしながら、「市場の失敗」の故に市場による調整が完全に機能しているわけではないとしても、それが全く調整機能を果たしていないと考えることもまた、非現実的であるように思われる。市場の調整機能は不完全ではあれ、一定の現実的有効性を持っていると

解せられるのである。このような現実的な理解に立つときには、市場からの事実強制を部分的に承認しながらも、経済主体は市場においてある程度の自由な行為余地をも有していると考えるのが妥当であろう。そうであるならば、市場の事実強制に抗して、経済を倫理的な観点から批判的に反省する余地も現実には認められなければならないこととなる。だが、もとよりそれは市場に対する完全な基礎批判的な反省の可能性をあらわすものではないのであり、われわれはここでも、経済主義をその意味で現実的に捉えることによってこそ、経済を批判的に反省し、それにもとづく経済倫理を追究することの必要性と可能性を主張するのが妥当であるように思われるのである。

第2に、ウルリッヒは、彼の見解をさらに積極的に主張すべく、経済の意味を生活世界の視点から問うことによって、社会的対立を市場における競争原理によってではなく、道徳原理にもとづいて解決すべきことを強調し、その場合の経済倫理の正当性の基礎づけを市民の自由と市民権にもとづく経済への原理批判的反省によって行うべきことを主張していた。そして、そこで要請されていたのは討議という民主主義的決定手続きであった。このこととの関連で、われわれは以下の2点について言及しておこう。

まず、経済の正当性を市場からの影響を超えて、市民の自由と市民権によって基礎づけようとすることについては、われわれは疑問を持たざるをえない。すなわち、前述のように、市場は完全な事実強制をもって経済主体の行為の自由を完全に奪うように作用するわけではないとしても、市場経済体制のもとでは経済主体の行為は構造的に市場の論理によって規定されざるをえない面を有することもまた否定されえないからである。そこに、上述のように、市場経済における経済倫理は、一方では、市場の論理に基本的には規定されながら、他方では、その枠内での経済主体によるある程度の行為の自由裁量のもとで、追求されるものとして捉えられなければならないこととなる。上述のように、われわれはその故にこそ、市場経済においても経済倫理の問題が存在する理由を見たわけである。すなわち、市場の事実強制を完全に拒否して経済の批判的基礎反省を行いうることは、現実的であるとはいえないように思われるのである。しかし、このことの論拠については、われわれはさらに究明を続けなければならないであろう。

さらに、経済に関わる倫理ないし規範の正当性を討議によって基礎づけようとすることについては、われわれはかつてその意義を一応は認めておいた³⁷⁾。だが、ウルリッヒの主張するように、経済に対する批判的な基礎反省が討議という民主主義的手続きによって可能となるとしても、そのような討議は現実には、如何なる場合に、如何なる方法によって

37) このことについては、万仲脩一[2004]の第3章を参照されたい。

行われるのかについては、本稿で取り上げた限りでのウルリッヒの論述からは明らかではない。この点はシュタインマン（Steinmann, H.）らも指摘していたところである³⁸⁾。これもまた、彼の統合的経済倫理学の中核的問題をなすはずであるが、この点についての考察もわれわれの後の課題であり続けるであろう。

5. 結

本稿で取り上げた限りでのウルリッヒの経済倫理に関する見解は、端的には、経済主義に代えて、経済自体の意味を基礎批判的に反省することを要請するものであった。つまり、それは、経済主体が市場の事実強制を超えて、それに倫理的基礎反省を加えることができること、およびその必要性和可能性を強調するものであった。だが、われわれの現実の市場経済はなるほど市場の強制のもとにあるとはいえ、必ずしもその強制は絶対的なものであるわけではない。そこには、人間が市場の規制を部分的にはあれ、政策的に変更する余地は残されている。その限りでは、経済主義に対するウルリッヒの批判は一定の妥当性を有する。だが、経済主体の行為の自由を認めることは直ちに人間が市場の強制から完全に解放されうることを意味しているわけではない。市場の事実強制は資本主義経済体制の構造的な枠組みとしてこれを認めながら、経済主体がその枠内である程度の行為の自由裁量の余地を有すること、その限りで経済倫理が市場経済においても意味を持つことを強調すべきであるように思われるのである。経済主体の行為の自由を市場の事実強制の対極に位置づけることは決して妥当なことではない。その意味で、われわれは経済倫理(学)の意義を重視する立場に立つ場合でも、厳格な意味での経済主義に対しても、それを批判するウルリッヒの見解に対しても、疑問を提示せざるをえないのである。

だが、市場からの強制と経済主体の行為の自由裁量の余地との間で経済倫理を基礎づけるための理性的な討議が如何に行われるのかは極めて困難な問題である。われわれは本稿ではこの問題の所在を指摘することで満足せざるをえない。それは、ウルリッヒの統合的経済倫理学の全体的吟味を通して論じられるべきものであると解せられるからである。

38) ウルリッヒの見解に対するシュタインマンらの批判については、次を参照のこと。
Steinmann/Löhr[1994], SS.123-131 ; 万仲脩一[2004], 164-168頁

参考文献

- Brenan, G./Buchanan, J. M. [1985], *The Reason of Rules. Constitutional Political Economy*, Cambridge. (深沢 実 [監訳], 菊池 威/小林逸太/本田明美 [訳], 『立憲的政治経済学の方法論——ルールの根拠——』文眞堂, 1989年)
- Buchanan, J. M. [1977], *Freedom in Constitutional Contract, Perspectives of a Political Economist*, London.
- Buchanan, J. M. [1984], *Die Grenzen der Freiheit. Zwischen Anarchie und Leviathan*, Thübingen. (*The Limits of Liberty*, Chicago, 1975) (加藤 寛 [監訳], 『自由の限界』秀潤社, 1978年)
- Buchanan, J. M. [1991], *The Economics and the Ethics of Constitutional Order*, Michigan. (加藤 寛 [監訳], 『コンスティテューショナル・エコノミックス——極大化の論理から契約の論理へ——』有斐閣, 1992年)
- Rawls, J. [1971], *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass. (矢島欽次 [監訳], 『正義論』紀伊国屋書店, 1979年)
- Steinmann, H./Löhr, A. [1994], *Grundlagen der Unternehmensethik*, 2. Auflage, Stuttgart.
- Ulrich, P. [1998], *Integrative Wirtschaftsethik —— Grundlagen einer lebensdienlichen Ökonomie ——*, 2. durchgesehene Auflage, Bern · Stuttgart · Wien.
- Ulrich, P. [2002], *Der entzauberte Markt, Eine wirtschaftsethische Orientierung*, Freiburg · Basel · Wien.
- Ulrich, P. [1998], Integrative Economic Ethics, Towards a Conception of Socio-Economic Rationality, Beitrag Nr.82, Institut für Wirtschaftsethik der Universität St. Gallen.
- 加藤 寛 [編] [2005], 『入門公共選択——政治の経済学——』三嶺書房。
- 川本隆史 [1997], 『ロールズ——正義の原理——』講談社。
- 川本隆史 [1995], 『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワークへ——』創文社。
- 後藤玲子 [2002], 『正義の経済哲学——ロールズとセン——』東洋経済新報社。
- 塩野谷祐一 [2002], 『経済と倫理——福祉国家の哲学——』東京大学出版会。
- 塩野谷祐一 [1984], 『価値理念の構造——効用対権利——』東洋経済新報社。
- 土屋恵一郎 [2002], 『正義論／自由論——寛容の時代へ——』岩波書店。
- 藤川吉美 [1989], 『公正としての正義の研究：ロールズの正義概念に対する批判的考察』成文堂。
- 藤川吉美 [1995], 『ロールズ哲学の全体像——公正な社会の新しい理念——』成文堂。
- 万仲脩一 [2004], 『企業倫理学——シュタインマン学派の学説——』西日本法規出版。
- 万仲脩一 [2006a], 近代的倫理学の基本構想と統合的経済倫理学——ウルリッヒの所論を中心として——, 『大阪産業大学経営論集』第8巻第1号。
- 山脇直司 [2002], 『経済の倫理学』丸善株式会社。
- 渡辺幹雄 [1998], 『ロールズ正義論再説——その問題と変遷の各論的考察——』春秋社。